

多賀城市告示第61号

介護保険法（平成9年法律第123号）第129条及び多賀城市介護保険条例（平成12年多賀城市条例第15号）第2条の規定に基づき賦課した介護保険料について、下記の対象者又は法定相続人に対し、当該通知書を送達できなかったため、介護保険法第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該通知書は、本職が保管し、居所等が不明の者については判明次第交付する。

令和8年7月22日

多賀城市長 深谷 晃祐



記

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名	住 所
令和8年度介護保険料 暫定通知書	福田 廣行	宮城県多賀城市中央1丁 目9番15-405号